

墨田区廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
（粗大ごみの排出方法） 第45条 占有者は、粗大ごみ（家庭廃棄物のうち、不要とされた耐久消費財を中心とする比較的大型の固形廃棄物をいう。以下同じ。）を排出するときは、規則で定める廃棄物処理手数料の額に応じた枚数の第62条第1項に規定する有料粗大ごみ処理券を添付しなければならない。 <u>2 前項の規定にかかわらず、第62条第1項ただし書の規定により有料粗大ごみ処理券の交付を省略された者が、粗大ごみを排出するときは、規則で定めるところにより、必要な事項を記載した紙面を添付しなければならない。</u> <u>3 前2項の規定にかかわらず、区長が必要と認めるときは、第1項の有料粗大ごみ処理券又は前項の紙面の添付を要しないこととすることができる。この場合において、粗大ごみを排出しようとする者は、区長の指示に従わなければならない。</u> （有料粗大ごみ処理券の交付） 第62条 区長は、前条第1項の粗大ごみの廃棄物処理手数料をあらかじめ納付した者に有料粗大ごみ処理券を交付する。<u>ただし、規則で定める者については、有料粗大ごみ処理券の交付を省略するものとする。</u> 2 〔略〕	〔同左〕 第45条 占有者は、粗大ごみ（家庭廃棄物のうち、不要とされた耐久消費財を中心とする比較的大型の固形廃棄物をいう。以下同じ。）を排出するときは、規則で定める廃棄物処理手数料の額に応じた枚数の第62条第1項に規定する有料粗大ごみ処理券を添付しなければならない。<u>ただし、同項に規定する有料粗大ごみ処理券の添付が不適当であると区長が認めるときは、その指示に従わなければならない。</u> 〔新設〕 〔新設〕 〔同左〕 第62条 区長は、前条第1項の粗大ごみの廃棄物処理手数料をあらかじめ納付した者に有料粗大ごみ処理券を交付する。 2 〔略〕

付 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。